

砥部町公共施設照明 LED 化業務に係る
プロポーザル募集要領

令和 7 年 10 月
砥部町企画財政課

砥部町公共施設照明 LED 化業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、公共施設における電気使用量の削減による二酸化炭素排出量及び経費削減を目的として、照明の LED 化が進んでいない町内公共施設の既存照明を LED 照明へ更新するものである。また、その実施にあたっては、LED 照明の計画・調達、交換・配線工事、維持管理等に関して豊富な技術・技能を有する民間事業者から提案を受けることとし、本町にとって最良の提案を選定するために事業者を募集するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

砥部町公共施設照明 LED 化業務

(2) 業務内容

本業務は、公共施設の既設照明器具を LED 照明器具に更新するにあたり、自ら行った提案を基に、現地調査、施工、維持管理等を含んだリース方式とし、本町と合意した内容で実施するもの。

なお、詳細は別添「砥部町公共施設照明 LED 化業務仕様書」のとおりとする。

(3) 対象施設

別表 1「対象施設一覧」のとおり。ただし、文化会館については、ふれあいホール（舞台照明等）は除く。

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで

（調査・施工：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日）

（維持管理：令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日）

(5) 契約上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

金 371,000,000 円

※事業全体で、令和 8 年度から令和 18 年度まで（11 年間）の債務負担行為を設定している。

※上記の金額は、契約金額の限度額を示すものであり契約額ではない。また、本プロポーザル実施後から契約締結までの間に市場価格の大幅な変動、消費税及び地方消費税を含めた税制度の変更等があった場合には、その都度、本町との協議により対応を決定する。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 町内事業者の積極的な活用

事業者は既設設備の撤去・照明設備等の設置等において、町内事業者を積極的に活用し、町への経済波及効果に資すること。

5 担当課（書類提出及び問合せ先）

〒791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

砥部町役場企画財政課契約資産係

TEL : 089-909-4670 FAX : 089-962-4277

E-mail : 021keiyaku@town.tobe.ehime.jp

6 応募条件

(1) 応募要件

- ①本事業を行う能力を有する単独企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。
- ②グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表事業者を 1 者選定し、その代表事業者が本町との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- ③グループ等で応募する場合は、参加表明時に、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ④応募者は、応募を含むそれ以降の提案にかかわる諸手続及び契約等に係る諸手続を行うこと。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

①統括役割

本町の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

②調査役割

現地調査に関する業務を実施する。

③施工役割

工事に関する業務を実施する。

④その他の役割

上記①～③以外の本業務に必要とされる業務を実施する。

※①と②～④がそれぞれ異なる企業となる場合は、企業間で適正な契約（覚書等）を締結し本町にその証を1部提出すること。

(3) 応募者の参加資格

応募者の参加資格要件は下記のとおりとし、特に定めが無い限り、構成員すべてが満たすものとする。なお、構成員が以下の項目のうちいずれか1項目でも該当しないことが判明した場合は、契約の締結を行わないか、又は、契約を取り消すことがある。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ②統括役割を担う者は、本町の令和7・8年度砥部町入札参加資格業者名簿に物品・役務で登録されている者であること。
- ③統括役割を担う者は、本業務に係る適正な業務主任者を配置できること。（資格及び専任性は求めない。）
- ④本業務に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、砥部町建設工事等入札参加資格停止措置規程（平成28年砥部町告示第10号）又は砥部町物品供給等入札参加資格停止措置規程（平成28年砥部町告示第11号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤統括役割を担う者は、愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所等を有していること。
- ⑥統括役割を担う者は、愛媛県内での同類事業の契約実績を有すること（屋内一斉LED化事業 照明数4,000台以上の契約実績）
- ⑦施工役割を担う者は、建設業法に基づく電気工事の特定建設業許可を保有し県内に本店又は支店若しくは営業所等を構える者を1社以上で構成することとし、また、その者は本町の令和7・8年度砥部町入札参加資格者名簿（建設工事）の登録区分が電気工事で、格付がA又はBであること。さらに、同法第26条の規定による電気に係る監理技術者を専任で配置できること。
- ⑧グループ等は、下請業者や協力事業者の選定についても、町内に主たる事務所（本店又は支店若しくは営業所等）を有する者を優先するなど、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。
- ⑨民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- ⑩会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- ⑪砥部町暴力団排除条例（平成23年砥部町条例第16号）に規定する暴力団員等でないこと。

いこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

⑫国税及び地方税を滞納していない者であること。

7 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関する全ての書類の作成及び提出、ヒアリングの参加等に係る全ての費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。
なお、本町が応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用することはない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法和に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (4) 町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (5) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

8 参加申込

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり必要な書類を持参又は郵送にて提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 7 日（火）から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで（当日消印有効）

(2) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は平日（土日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

また、郵送の場合は送達確認を電話で行うこと。

(3) 提出書類

以下の書類を各 1 部提出すること

①参加申込書兼誓約書【様式第 1 号】

②グループ構成表【様式第 2 号】

③配置予定技術者届【様式第 3 号】（統括及び施工役割が作成すること。）

④会社概要【様式第 4 号】（すべての構成員が作成すること。）

※会社概要がわかる資料（会社案内パンフレット等）を添付（10 部）することで、提出を省略することができる。

⑤主要業務実績書【様式第 5 号】（6（3）⑥の実績を含む。統括役割が作成すること。）

⑥商業登記簿謄本（構成員のうち、当町の入札参加資格業者名簿に登録がない者）

※現に効力を有する部分の謄本（履歴事項全部証明書）で受付日前 3 か月以内に発行されたもの。（写しでも可とする。）

⑦納税証明書（すべての構成員が提出すること。）

※納税証明書その 3 の 3（法人税、消費税及び地方消費税の未納でないことの証明）を提出すること。（いずれも提出日より前 3 か月以内に発行されたもので、写しでも可とする。）

(4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式第 6 号】を提出すること。

参加申込書を提出した者には、提案書の提出者として選定若しくは非選定の結果を書面（様式第 7 号）により通知します。提案書の提出者として選定されなかったものに対しては、選定されなかった理由を記載して通知します。

9 質問

本プロポーザルに関する質問は、質問書【様式第 8 号】により提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 7 日（火）から令和 7 年 10 月 17 日（金）まで

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(3) 回答方法

①令和 7 年 10 月 24 日（金）までに砥部町公式ホームページに掲載する。

②回答に対する問い合わせ及び意義申し立ては一切受け付けない。

③ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

10 審査書類の提出

提案書の提出者として選定された者は、「11 提案提出書類・作成要領」に従い、事業提案書を作成し、持参又は郵送にて提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 11 月 17 日（月）から令和 7 年 12 月 5 日（金）まで（当日消印有効）

(2) 提出方法持参又は郵送（書留）

※持参の場合は平日（土日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

また、郵送の場合は送達確認を電話で行うこと。

11 提案提出書類・作成要領

(1) 提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。また、②～⑦で併せて 20 ページ程契を目安

とする。（表紙を除く）

①提案書提出届【様式第 9 号】

②提案書【任意様式】

事業の実施にあたり、基本的な考えを簡潔に記載すること。提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。また電力、電気代削減にかかる事業効果についても記載すること。独自のノウハウや提案があれば記載すること。イラスト・イメージ挿入も可とする。

③主要業務実績書【様式第 5 号】

「8 参加申込」で作成したものと同一ものを添付すること。

④現地調査提案書【任意様式】

照明設備等の設置位置や設備の調査方法、実施方針について記載すること。

⑤使用機器提案書【任意様式】

使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴などを具体的に記載すること。

使用器具については、対象施設の照明設備状況を理解したうえで選定すること。

使用する LED 照明の生産体制及び供給体制、ワット数その他エネルギーの消費状況の評価内容、器具仕様に関する内容説明などについて記載すること。また、調光制御システム等の採用による消費電力削減について提案があれば記載すること。

⑥施工・廃棄計画書【任意様式】

設置工事の安全管理、工程管理など実施計画の内容や既設照明器具等の処理方法などに関する内容を記載すること。

また、施工中の品質管理、補償、工事完了期限に関する内容を記載すること。

⑦維持管理等提案書【任意様式】

維持管理期間中の本設備の維持管理、保守についての提案を明確にし、本設備の点検や補修などの計画内容を記載すること。器具の不具合を発見又は通報を受けたときの対応、サポート体制、その他災害を含む緊急時対応方法の考え方について記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上の視点で工夫している点があれば記載すること。

⑧見積書【任意様式】

本事業に要する全体の経費について、見積りを行うこと。なお、内訳については次のア～ウを参考にする。また、ア、イについては施設ごとの見積額を出すこと。

ア 調査に要する経費

イ 施工に要する経費（材料費、施工費、処分費など）

ウ 維持管理に要する経費

(2) 作成方法

①原則として、A4 判の用紙を用いること。ただし、A4 判以外の用紙を利用する場合は、A4 判サイズに合わせて折り込むこと。

- ②文字サイズは 10. 5 ポイント以上、書体は任意とする。
- ③提出書類に各々書類符号を記した表紙及び目次を付けて、A4 縦長ファイルに左綴じし、各書類にページを付し、応募書類がわかる様に右端にインデックスを付けたものを 10 部（正本 1 部、本本 9 部）提出すること。

12 プレゼンテーションの実施

提出された事業提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和 7 年 12 月 18 日（木）（予定）

(2) 所要時間

1 事業提案者あたり 30 分（提案要旨説明 20 分、質疑応答 10 分）

(3) 説明者等

プレゼンテーションの出席者は、グループ等から 5 名以内とする。

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

イ 詳細については、事業提案者に別途連絡する。

ウ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて、本町が用意したモニターを使用することができ、パソコン等は提案者が用意する。（接続ケーブルは「HDMI」）

エ Web 会議システムを使用する場合がある。

13 審査

(1) 審査方法

提出された審査書類は、町が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) 評価方法

審査委員会はプレゼンテーションの内容及び提出した審査書類の内容を別紙「評価基準」に基づき審査する。

(3) 選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2) の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定する。

イ 最高得点を挙げた事業提案者が 2 者以上いる場合は、評価項目の企画提案力の評価点が高い提案者を上位とする。

ウ 事業提案者が 1 者であっても事業提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

エ ア〜ウに関わらず、評価基準の総合点の 60 パーセント未満の場合は、候補者として選定し

ない。

(4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した事業提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が 2 (5) の契約上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書（様式第 10 号）又は電子メールにて通知する。

(6) 評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じない。

14 契約の締結

(1) 契約の手順

本町と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に、業務委託契約を締結することとする。なお、優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合は、契約しないことがある。

(2) 契約の時期

令和 7 年 12 月下旬頃（予定）

(3) 契約の概要

実施要領、提案書に基づき、契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。また、本町と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

契約保証金は、業務委託契約に係る契約金額のうち、調査・施工業務に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する額とし、その納付の時期は、契約を締結する時とする。また、契約保証金に代わる担保及び契約保証金の免除については、砥部町契約規則第 31 条及び第 32 条に定めるとおりとする。

(5) 支払条件

リース料金には、調査・施工に係るすべての経費を含むこと。

リース料金の支払いは、令和 9 年度以降とする。

(6) その他

この業務は、ゼロ債務負担行為に基づく契約であり、業務着手日は令和 8 年度、請負代金（リース料金）の請求日は、令和 9 年度以降とする。

15 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ①事業者は、実施要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ②業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本町と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

(2) 本町と事業者との責任分担

①基本的な考え

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

②予測されるリスクと責任分担

本町と事業者の責任分担は、原則として別表 2「予想されるリスクと責任分担表」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

16 スケジュール

内容	日時
プロポーザルの公告・実施要領の公表	令和 7 年度 10 月 7 日（火）
参加申込受付期間	令和 7 年 10 月 7 日（火）から 令和 7 年 11 月 7 日（金）まで
提案書類受付期間	令和 7 年 11 月 17 日（月）から 令和 7 年 12 月 5 日（金）まで
実施要領等に関する質問書の受付期間	令和 7 年 10 月 7 日（火）から 令和 7 年 10 月 17 日（金）まで
実施要領等に関する質問書の回答	令和 7 年 10 月 24 日（金）予定
審査委員会（プレゼンテーションの実施）	令和 7 年 12 月 18 日（木）予定
審査結果の通知・公表	令和 7 年 12 月 24 日（水）予定

17 その他

- (1) 審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないこととする。
- (2) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、砥部町企画財政課においてその対応を決定する。

(別紙) 評価基準

評価項目		評価内容	配点	
業務遂行能力	業務実績	・同種業務実績を有しているか。	5	10
	実施体制	・業務を適切に履行できる実施体制（人員、スケジュール等）が構築されているか。	5	
企画提案力	実施方針 (全体評価)	・委託の目的に沿った提案（独自提案を含む）となっているか。 ・町内事業者の活用等により、地域への経済波及効果が期待できるか。	20	80
	提案内容 の的確性	・仕様書を的確に踏まえ明確かつ具体的に提案されているか。 ・施設運営に支障がないように配慮した提案となっているか。	20	
	提案内容 の実現性	・提案内容に具体性かつ実現性があり、円滑な業務の実施が可能であるか。 ・使用機器の品質、調達方法が明確となっているか。	20	
	提案内容 の独創性	・仕様書に示した業務の水準に加えて、新たな視点や業務の目的をより効果的に達成し得る提案等が示されているか。 ・省エネ効果の高い機能が付与された照明等により、ランニングコストや CO2 削減を意識した提案となっているか。	20	
価格点 (見積額)		以下の式により価格点を計算する。 $[1 - (\text{見積書の税込金額} \div \text{委託上限額})] \times 50$	10	10
合計			100	

※価格点の端数処理について、小数点以下第 3 位を切り捨てる。

別表1 対象施設一覧

No.	施設名	蛍光灯等の 基数	延床面積 (㎡)
1	高齢者生活福祉センター (1階)	123	1,080
2	生活支援ハウス (2階)	68	
3	老人福祉センター	129	496
4	広田老人憩いの家	56	226
5	老人生きがいの家	30	218
6	広田保育所	59	206
7	砥部認定こども園	87	1,075
8	宮内幼稚園	8	489
9	麻生小学校放課後児童クラブ	24	115
10	宮内小学校放課後児童クラブ	26	171
11	砥部小学校放課後児童クラブ	17	63
12	砥部児童館	18	217
13	美化センター	142	2,483
14	千里埋立処分場	22	111
15	こぶし食堂	9	63
16	ふるさと生活館	32	208
17	砥部焼伝統産業会館	278	1,392
18	陶芸創作館	16	472
19	峡の館	119	325
20	農村工芸体験館	31	279
21	交流ふるさと研修の宿	66	640
22	イベント広場	5	-
23	金毘羅山公園	3	-
24	銚子ダム公園	9	-
25	赤坂泉公園	2	-
26	衝上断層公園	23	-
27	長曽池公園	12	-
28	町営住宅宮内団地	100	1,295
29	町営住宅北川毛団地	46	979
30	町営住宅大南団地	48	1,223
31	町営住宅五本松団地	72	932
32	町営住宅川下団地	41	632
33	町営住宅川下第2団地	25	371
34	町営住宅玉谷団地	5	216
35	町営住宅東団地	15	226
36	町営住宅西団地	7	229
37	特定公共賃貸住宅東団地	15	229
38	後継者住宅平団地	27	487
39	後継者高市団地	32	494
40	後継者大内野団地	6	162
41	単身者住宅久保団地	20	341

No.	施設名	蛍光灯等の 基数	延床面積 (㎡)
42	若者定住促進住宅藤ノ瀬団地	34	370
43	浄化センター	325	3,155
44	麻生小学校 校舎	518	4,681
45	麻生小学校 体育館	59	997
46	宮内小学校 校舎	430	4,000
47	砥部小学校 校舎	420	3,335
48	砥部小学校 体育館	82	945
49	広田小学校 校舎	181	1,441
50	広田小学校 体育館	40	830
51	砥部中学校 武道場	60	1,040
52	ひろた交流センター	151	1,052
53	千里地区公民館	68	432
54	坂村真民記念館	302	641
55	文化会館・図書館（ふれあいホール除く）	800	5,392
56	陶街道ゆとり公園管理事務所	27	195
57	陶街道ゆとり公園体育館	272	3,979
58	陶街道ゆとり公園グラウンド照明	131	-
59	田ノ浦町民広場グラウンド照明	6	-
60	大南町民グラウンド照明	18	-
61	ひろた町民グラウンド照明	20	-
62	麻生小学校グラウンド照明	24	-
63	宮内小学校グラウンド照明	20	-
64	砥部小学校グラウンド照明	48	-
65	砥部中学校グラウンド照明	48	-
66	玉谷町民体育館	55	604
67	高市町民体育館	50	604
計		6,062	

(別表 2) 予測されるリスクと責任分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			本町	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤り	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合	協議	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	本町の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・遅延	協議	
		設備導入に必要な許可等の遅延によるもの	協議	
		事業者の事業放棄、破たんによるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・遅延（詳細は契約書による）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対し影響があるもの）	協議	
	計画変更	本町の指示条件・指示の不備によるもの	○	
	計画変更	事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・遅延（詳細は契約書による）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対し影響があるもの）	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	計画変更	本町の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	本町の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			本町	事業者
工事段階	工事費増大	本町の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支払	金利	市中金利の変更		○
維持管理関係	計画変更	本町の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	本町の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	協議	
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	協議	
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	